

**教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価の結果報告書（令和3年度）**

**東郷町教育委員会
令和4年8月**

— 目 次 —

I	点検及び評価制度の概要	1
II	東郷町教育委員会委員	3
III	東郷町教育委員会事務局組織図	3
IV	東郷町教育委員会事務局分掌事務	4
V	令和3年度 東郷町教育の一般方針	6
VI	教育委員会の事務の点検及び評価シート	11
1	事務の点検及び評価	11
○	学校教育課	11
○	生涯学習課	23
○	給食センター	36
2	成果指標	39
VII	教育委員会の活動の点検及び評価	42
1	教育委員会活動実績	42
2	教育委員会会議（議案、専承等）について	43
3	訪問・視察	46
4	成果・課題等	47
VIII	教育委員会評価委員の意見	49

I 点検及び評価制度の概要

1 制 度

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月から施行された。

この改正により、平成20年度から教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

2 実施方法

(1) 目的

この点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をすることにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たすこととする目的とする。

(2) 対象年度

令和3年度

(3) 点検及び評価の項目

令和3年度東郷町教育委員会が実施した事務及び東郷町教育委員会の活動

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

東郷町教育委員会評価委員

氏 名	職 歴 等
杉浦 慶一郎	現 愛知教育大学 理事（連携・附属学校担当）・副学長 教職キャリアセンター長・日本語教育支援センター長
半田 清春	現 社会教育委員

《参考》関係法令（抜粋）

◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

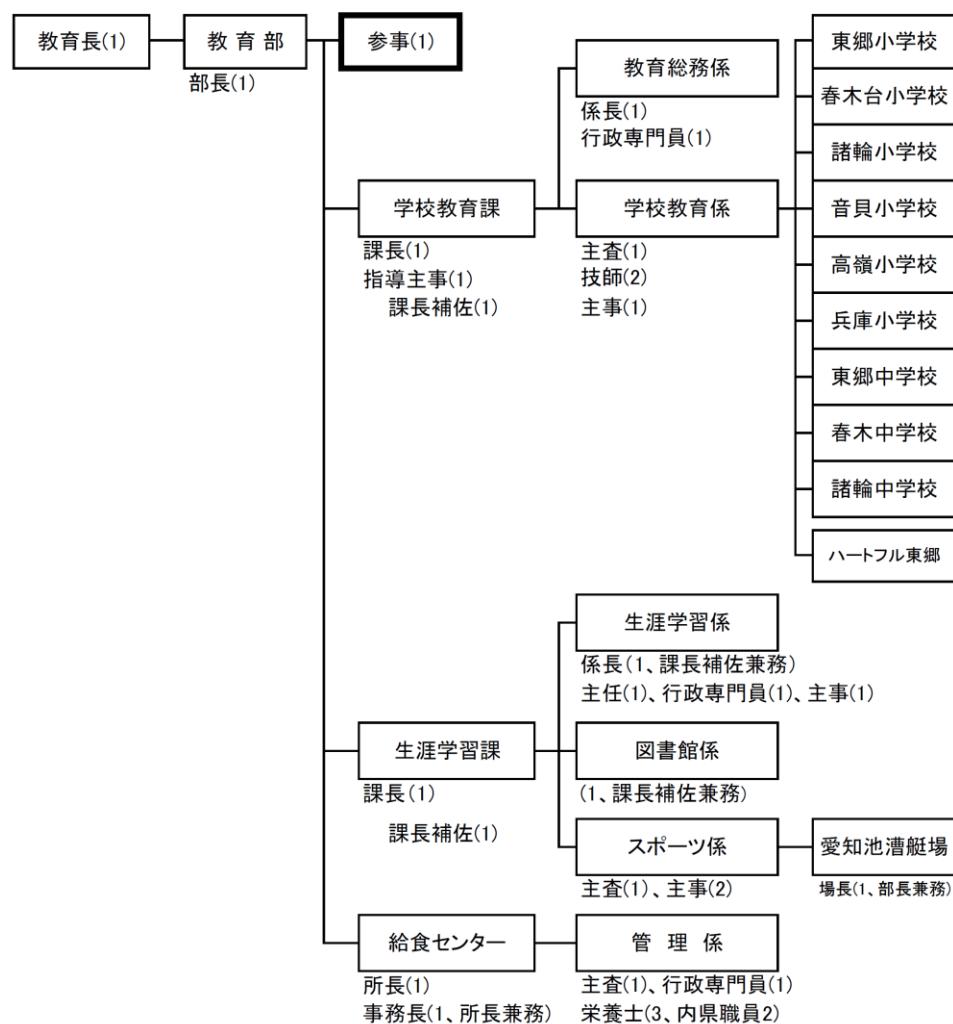
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 東郷町教育委員会委員（令和3年10月1日現在）

職名	氏名	委員任期	備考
教育長 職務代理者	小出 直美	平成30年10月 1日から 令和4年 9月30日まで(2期目)	職務代理者就任 平成29年4月1日
委 員	奥谷 美香	令和元年10月 1日から 令和5年9月30日まで (2期目)	
委 員	石田 守良	平成29年10月 1日から 令和6年 9月30日まで (2期目)	
委 員	加藤 逸男	令和3年10月 1日から 令和7年 9月30日まで (1期目)	
教 育 長	中根 一郎	令和2年 4月 1日から 令和4年 3月31日まで(1期目) ※前任者の残任期間	教育長就任 令和2年4月1日

III 東郷町教育委員会事務局組織図（令和3年4月1日現在）



IV 東郷町教育委員会事務局分掌事務

1 教育部学校教育課

教育総務係

- 1 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- 2 教育委員会の条例、規則及び規程に関すること。
- 3 公印の管理に関すること。
- 4 公告式に関すること。
- 5 教育に係る企画、調査及び統計に関すること。
- 6 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- 7 事務局、学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。以下「職員」という。）の任免、分限及び懲戒に関すること。
- 8 職員の服務、研修及び福利厚生に関すること。
- 9 教育部内の連絡調整に関すること。
- 10 町長部局との事務協議に関すること。
- 11 部及び課の庶務並びに他の係に属しないこと。

学校教育係

- 1 児童及び生徒の就学に関すること。
- 2 通学区域の設定及び改廃に関すること。
- 3 通学路に関すること。
- 4 学校保健に関すること。
- 5 教科書及び教材に関すること。
- 6 県費負担教職員の任免、分限及び懲戒の内申に関すること。
- 7 校長及び教職員の研修及び指導に関すること。
- 8 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- 9 学校の設置、管理及び廃止に関すること。
- 10 学校教育財産の管理に関すること。
- 11 幼稚園に関すること。
- 12 その他学校教育に関すること。

生涯学習課

生涯学習係

- 1 社会教育施設の設置、管理及び廃止に関すること。
- 2 社会教育財産の管理に関すること。
- 3 町民会館の管理及び運営に関すること。
- 4 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの人材の奨励に関すること。
- 5 社会教育のために必要な設備及び資料の提供に関すること。
- 6 社会教育施設間の連絡調整に関すること。
- 7 社会教育委員、社会教育指導員、公民館運営審議会委員及び文化財保護委員並びにこれらの会議に関すること。
- 8 文化財保護に関すること。
- 9 ユネスコ活動に関すること。

- 10 社会教育関係団体の指導育成に関すること。
- 11 青少年の健全育成に関すること。
- 12 中央公民館の運営に関すること。
- 13 視聴覚教育に関すること。
- 14 視聴覚ライブラリーに関すること。
- 15 その他社会教育に関すること。
- 16 課の庶務及び他の係に属しないこと。

スポーツ係

- 1 スポーツ施策の企画及び実施に関すること。
- 2 スポーツ推進審議会に関すること。
- 3 総合体育館その他のスポーツ施設の管理及び運営に関すること。
- 4 スポーツ関係団体の指導及び育成に関すること。
- 5 各種スポーツ教室及び大会に関すること。
- 6 学校体育施設スポーツ開放に関すること。
- 7 スポーツ推進委員に関すること。
- 8 体力つくり推進委員に関すること。
- 9 国民体育大会に関すること。
- 10 その他スポーツ及びレクリエーションスポーツの振興に関すること。

図書館係

- 1 図書館の管理及び運営に関すること。
- 2 図書館協議会に関すること。
- 3 その他図書館に関すること。

給食センター

管理係

- 1 物資の購入に関すること。
- 2 調理に関すること。
- 3 機械の操作及び管理に関すること。
- 4 施設及び労務の管理に関すること。
- 5 経理その他一般事務に関すること。
- 6 献立作成、調理指導、衛生管理及び栄養の調査研究に関すること。

V 令和3年度 東郷町教育の一般方針

第1 学校教育

1 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質の育成を目的とするものである。

各学校においては、児童生徒のすぐれた個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、公共の精神を尊び、自他の敬愛と協力を重んじ、創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命を自覚し、学校教育の目的と学習指導要領等の趣旨を十分に理解し、児童生徒に「生きる力」を育むため、校長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力する。

2 重点施策

(1) 「生きる力」の育成

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を開催し、「知識・技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等のかん養」が偏りなく実現されるよう努める。

イ 心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と、適切な運動の経験や合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育成する。

ウ 障がいのある児童生徒に対して、社会的に自立できる力を育成するための支援に努める。

エ 中学校において職場体験事業を実施し、キャリア教育の充実に努める。

(2) 基本的生活習慣の定着と道徳教育の充実

ア 道徳的実践力を高め、児童生徒の心に響く体験活動を通して、豊かな情操の育成に努める。

イ 命の大切さに気付かせ、生命に対する畏敬の念と人間尊重の精神を培うとともに、人権教育の充実に努める。

ウ 善悪についての判断力や、望ましい社会性を養うとともに、正義感や公正さを重んじる心の育成に努める。

(3) 学校、家庭、地域社会との連携

ア P T A 委員会および学校評議員会の機能を生かし、学校、家庭、地域、関係機関との連携を密にして、各中学校区の「生徒指導推進協議会」活動の一層の充実を図る。

イ 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を各学校に順次導入し、地域住民の意見を学校運営に反映するよう努める。

ウ スクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、児童生徒を取り巻く環境の改善及び問題の解決を支援する。

(4) 生徒指導の充実

ア よりよい人間関係の構築に努めるとともに、いじめ防止基本方針に則り、

いじめの未然防止、早期発見と適切な指導に努める。

イ 心の教室相談員、スクールカウンセラーを小中学校に配置し、児童生徒の心のケアに努める。

ウ 不登校児童生徒に対し、学校復帰に向けての支援を推進する適応指導教室（ハートフル東郷）を運営する。

(5) 学校支援体制の充実

ア 学校支援ボランティア・スクールサポート登録制度を活用し、学校・家庭・地域社会相互の連携をより深めることにより、学校教育の充実を図るとともに、健全な児童生徒の育成に努める。

イ 学校生活支援員、学校生活介護員、図書館司書教諭補助員、養護教諭補助員の活用により、学校教育のさらなる充実を図る。

(6) 情報化、国際化に対応した教育の推進

ア 情報化社会から新たな社会（Society5.0）に向けて、児童生徒1人1台配布するタブレット端末を活用し、情報活用能力の育成に努める。

イ JETプログラム等のALTを活用した外国人英語指導事業を引き続き実施し、国際化社会の中で活躍できる人材育成のため、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションが図れるよう努める。

ウ 海外の学校との交流授業を通して、英語と触れあう機会を増やし、異文化理解の促進に努める。

(7) 児童生徒の安全指導

ア 地域の交通事情や危急の災害等に対応できる実践的な能力を身に付けさせるための安全教育の充実とともに、安全を考えた行動の習慣化に努める。

イ 安全な学校生活を送るため、危険を予測して安全に行動する態度と能力の育成に努める。

ウ 児童生徒の安全確保に向けて、こども110番の家、スクールガード、不審者情報ネットワーク等の充実を図る。

(8) 学校施設等の整備

ア 老朽化した屋上防水シート、防火シャッターを改修し、適正な教育環境の確保に努める。

イ 学校施設設備の安全管理の徹底に努める。

ウ 教育用備品の計画的な整備を図り、学習環境の充実に努める。

3 教員の長時間勤務の解消に向けた取組

タイムカードを活用して在校時間を客観的かつ厳正に管理し、業務改善に向けた学校マネジメントの推進や部活動の負担軽減等に取り組む。

第2 学校給食

1 基本方針

学校給食は、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に寄与し、食生活の正しいあり方を習得させるとともに、食べ物の生産から消費までの流れを理解し、楽しい会食を通して好ましい人間関係を育み、健康で充実した生活を送ることを目指に行われているものである。

児童生徒に健康と食生活とのかかわりに关心を持たせ、望ましい食生活の在り方を体得できるよう、より安全でおいしい給食づくりと食に関する指導を推進する。

2 重点施策

(1) 安全・安心でおいしい給食の提供

ア 献立内容を多様にし、さまざまな食に触れる機会を作ることで食に対する関心を高める。

イ 食物アレルギー対象食材を除いた「にこにこ給食」を実施し、みんなで同じ給食を食べることの楽しさ、社交性及び協同の精神を学ぶとともに、人の気持ちに寄り添える機会を作る。

ウ 旬の食材や行事にちなんだ献立やセレクト給食、リクエスト給食、地元飲食店とのコラボ給食を実施する等、季節感のある給食や楽しい給食を推進する。

エ 調理方法や味付けに工夫を凝らし、苦手な食材を克服できるよう努める。

オ 地産地消推進事業として、東郷町産食材の活用に努め、地域の伝統的な食文化について理解を深めるとともに、食料の生産について理解を深める。

カ 残菜量を把握し、適切な量及び質を研究する。

キ 有機栽培食材を活用し、より安全でおいしい給食の提供を目指し、児童生徒の健康の保持増進を図る。

(2) 食に関する指導の推進

ア 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を推進する。

イ 栄養教諭が養護教諭や関係教職員と連携し、児童生徒に健康づくりの基盤となる望ましい食生活やバランスの良い食事について理解させ、自己管理能力を身に付けさせる。

ウ 学級活動、給食時、教科、総合的な学習の時間等において学年や目標に応じた内容で食に関する分野の指導を行う。

エ 食育だより「いただきます」を発行し、家庭でも望ましい食生活の啓発を推進する。

第3 生涯学習

1 基本方針

急激な社会・経済情勢の変化や情報化、国際化、少子高齢化などの社会変動の中、こうした社会・経済の変化に対応するため、幅広い年齢の人々に学ぶことの意欲が高まっている。

本町の生涯学習事業においては、第6次総合計画に掲げられた、将来都市像「人・まち・みどり　ずっと暮らしたいとうごう」の実現に向け、生涯学習活動の機会や場の提供、文化団体の活動支援、文化活動への参加機会の充実、文化財の保全や活用などに努めるとともに、町民が気軽にスポーツに参加できる環境を整え、誰もが運動やスポーツを楽しめるよう各種スポーツ施策を展開し、より豊かな生活を営むことができる社会の構築のため、生涯学習を推進していくこととする。

2 重点施策

(1) 生涯学習活動の充実

ア 生涯学習の拠点である町民会館を中心に、生涯にわたり生きがいを持つて過ごすことができるよう生涯学習活動の機会や場所の充実を図る。

イ 各種社会教育事業の実施について、社会教育委員の主体的な企画及び立案により進めるよう努める。

(2) 青少年の健全育成と家庭教育の充実

ア 自分自身で学び考え、豊かな社会性を備えた青少年の育成を目指し、学校や地域と連携し、啓発活動等を展開していく。

イ 学校及びPTAが連携しながら家庭教育推進事業を積極的に推進する。

(3) 文化・芸術の振興

芸術文化に親しむ事業を充実させるとともに、地域文化の振興を図るため文化団体の活動を継続して支援する。

(4) 文化施設の整備充実

老朽化した文化施設の修繕など、施設利用者の利便性に配慮し安全な施設環境の充実に努める。

(5) 郷土資料館の充実

ア 郷土資料館の収蔵品の整理や展示品の選定など、文化財に対する町民の関心が、より一層高まるよう努めるとともに、身近に郷土の歴史や文化などに親しめる機会を増やすように努める。

イ 館内の展示資料や映像資料により回想法による認知症予防事業にも活用していく。

(6) 文化財の保護と継承

ア 貴重な文化財の適切な保存に努めるとともに、文化財保護委員と連携を図りながら町内に眠る文化財の確認を行う。

イ 無形民俗文化財を後世に伝えるため、保存団体の活動を継続して支援する。

(7) 図書館活動の推進

ア 図書館の蔵書の充実を図るとともに、幼児のブックスタートやおはなし会などを実施し多くの方に親しんでいただける図書館を目指す。

イ インターネット等の活用により、各地域の図書館の協力と情報提供を通じて、利用者の要望する情報を一層速やかに提供できるよう努める。

ウ 不用図書を整理し、町内の児童館・保育園・小中学校の図書室を充実させるため、定期的に無償譲渡する。また、小中学校の授業及びきらきらこどもの活動に必要な図書の団体貸出をし、学校との連携を図る。

エ 利用者サービスの向上を図るため、指定管理者制度による、民間のノウハウを活かした図書館運営を行う。

(8) スポーツの普及・振興

ア ボート競技のより一層の普及、振興を図るため、特に子ども達を対象としたボート体験会やボート教室をボート関係団体等と連携して実施するとともに、文化産業まつりにおいてボート疑似体験会（エルゴ体験）を開催するなど、より多くの町民に本町が「水と緑とボートのまち」であることを周知していく。

イ スポーツ普及の重要な担い手であるスポーツ推進委員との緊密な連携のもとに各種スポーツイベントを開催するとともに、誰もが生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに努める。

ウ スポーツ推進委員及び体力つくり推進委員が地域と連携して総合型地域スポーツクラブ「家族体力つくりの日」事業を実施し、地域におけるスポーツ活動の振興を図る。

(9) 体育施設の整備充実

ア 老朽化した体育施設の修繕を計画的に行うとともに、照明設備などを高効率の省エネルギー設備に更新することで、ランニングコストを抑制し、利用者が安全で快適にスポーツができる環境の充実を図る。

イ 町民運動広場において一定規模のスポーツ大会が開催できるよう駐車場を増設し、施設の充実を図る。